

第6節 社会・勤労者福祉

1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

戦傷病者戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

<実績>

平成27年度は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十二回・第二十七回特別給付金）、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金）の請求受付及び交付を行った。

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、JR乗車券交付等）	2	1	3	1	4
特別弔慰金	13	7	0	0	768
特別給付金	8	8	36	6	2
恩給及び援護関係相談	約 500	約 500	約 500	約 500	約 500

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	—	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
戦没者数（柱）	1,522	1,392	1,318	1,314	1,267
戦災死没者数（柱）	179	171	166	160	152
遺族参加者数	354	361	358	286	331

※ 平成24年度より一般参列も始める。

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者給付金等支給法 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者留守家族等援護法 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に対して法律の定めるところにより、給付金又は特別交付金を支給する。また、未帰還者留守家族等援護法等により、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2 災害弔慰金

(1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害援護資金の貸付は国 2/3 県 1/3)

<目的・事業内容>

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

<支給対象>

- ① 災害弔慰金の支給対象
県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、市内において5世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族
- ② 災害障害見舞金の支給対象
県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、市内において5世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民
- ③ 災害援護資金の貸付対象
・県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主
・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に掲げる所得要件に該当する者
※本市において、平成19年度から平成27年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

<支給対象>

- ① 災害見舞金の支給対象
・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
・現に居住している建物が被害を受けた者
・災害により重傷を負った者

② 災害弔慰金の支給対象

- ・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・災害により死亡、行方不明になった者の遺族
- ・支給条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けていないこと

<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
災害見舞金	支給対象世帯	10	14	4	11	10
	金額(千円)	410	517	138	403	526
災害弔慰金	支給対象者	4	4	0	3	3
	金額(千円)	400	400	0	300	300

3 日本赤十字社事業

平成22年度より27年度まで、大牟田市社会福祉協議会に委託を行っていたが、平成28年度より市で、次の事業を推進している。

(1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

赤十字社では、災害救護活動をはじめ、医療事業、血液事業、社会福祉事業などの諸事業を展開している。赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深めるとともに、財政的支援基盤の強化のため、毎年5月の「赤十字社員増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
目標額(円)		10,968,000	10,786,000	10,647,000	10,482,200	10,328,000
達成額(円)		9,474,787	8,874,984	8,603,489	8,247,548	7,980,046
達成率(%)		86.4	82.3	80.8	78.7	77.3

※地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

(2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習及び献血と命の大切さを学ぶ「青少年献血セミナー」を広く実施している。

<実績>

平成27年度は、2学童保育所(高取・中友)の児童(57名)、指導員(4名)を対象に青少年献血セミナーを実施した。

(3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配付する。

<実績>

平成27年度は、被災世帯9世帯に対して救援物資を配付した。

(4) 災害救護業務

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<実績>

災害義援金名称	義援金額（円）
長野県神城断層地震災害義援金	628
2015年南太平洋サイクロン救援金	500
2015年ネパール地震救援金	153,531
屋久島町口永良部島新岳噴火災害義援金	22,465
平成27年台風第18号等大雨災害義援金	243,571
平成27年台風第21号与那国町災害義援金	20,048
2016台湾地震救援金	535
東日本大震災義援金（H23.3～H28.3月末累計）	121,519,194

※ 災害義援金等の募集及び実績報告、報道発表等17回。義援金等送金12回。

(5) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

<実績>

区分	献血申込者数（人）			400ml 献血者数（人）			不適者数（人）
	男	女	計	男	女	計	
地域	1,134	867	2,001	1,039	724	1,763	238
職域	1,206	338	1,544	1,134	255	1,389	155
学域	352	106	458	313	88	401	57
街頭	766	546	1,312	720	429	1,149	163
計	3,458	1,857	5,315	3,206	1,496	4,702	613

※ 平成27年度の献血者数は、前年度と比較して176人増加している。

4 勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

① 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐなど、問題の解決に向け対応した。

<対象者>

中小企業の勤労者等

<実績>

相談内容・件数	23	24	25	26	27
退職に関する事	2	2	2	0	0
解雇に関する事	1	3	2	1	0
求職に関する事	19	15	12	2	3
労働条件に関する事	2	2	3	1	1
生活・融資に関する事	10	8	1	0	0
休業補償に関する事	0	2	0	0	0
雇用保険に関する事	2	1	0	0	0
職場環境に関する事	0	0	1	0	0
その他	3	8	7	1	0
計	39	41	28	5	4

② 子育て女性等就業相談(県との共催)

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

<実績>

年度	23	24	25	26	27
相談件数	15	12	9	10	9

③ 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2) 雇用対策

根拠法令等	—	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

① 雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

<実績>

区 分		年 度				
		23	24	25	26	27 (26年度継続)
緊急雇用創出事業	事業実施数(事業)	12	8	6	4	4
	新規雇用者数(人)	52	47	17	7	6

※ 緊急雇用創出事業は、平成21年度より実施

※ 新規雇用者数は、延人数で、中途退職者も含む。

② 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・福岡県筑後労働者支援事務所
- ・大牟田高等技術専門校
- ・大牟田商工会議所
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・大牟田市

<事業内容・実績>

- ・大牟田市ホームページでの企業情報「16ポマト」の情報提供
- ・求人情報の提供（ハローワークインターネット求人情報の課内掲示）
- ・障害者・高齢者雇用促進のため優良事業所の表彰
- ・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
- ・子育て女性等就業相談会の開催
- ・若年者就職活動実践セミナーの開催
- ・みやま・大牟田地区みんなの労働相談会の開催
- ・労働に関する諸情報の広報
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の開催
- ・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の開催

(3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

- ① 支給対象者は次の全てに該当する人
 - ・本人若しくは保護者が市内に居住し、27年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは27年度に高等学校を中退した人
 - ・要綱に掲げる専修学校等に28年4月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
 - ・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
 - ・次のいずれかに該当する世帯
 - 生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
 - ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人
- ② 市内の主な対象校
 - ・大牟田医師会看護専門学校 看護高等課程・准看護科
 - ・専修学校紫苑学院 家政一般課程・洋裁科
 - ・専修学校麗学園 家政一般課程・洋裁本科

③ 貸付金額及び期間

- ・入校支度金…100,000円
- ・修学資金(月額)…専門課程53,000円、
その他の課程等(高等課程、一般課程、各種学校)30,000円
- ・貸付の期間は、修学年限

④ 返還について

- ・無利息
- ・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
- ・期間は、貸し付け年限の3倍以内の期間(最長12年)

<実績>

年度	23	24	25	26	27
貸付件数・金額					
新規(件)	2	1	1	1	2
継続(件)	1	2	0	0	1
貸付金額(千円)	1,280	1,150	418	460	1,280

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

<施設概要>

開設年月日	昭和53年6月2日
敷地面積	2,313.85 m ²
建築面積	1,212.77 m ²
建築延面積	3,298.80 m ²
構造	鉄筋コンクリート3階建(一部4階)
主な施設	中ホール(200人) 研修室(50人) 講習室(30人×2室) 会議室(30人、10人) 和室(10人×2室)
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

<実績>

年度	23	24	25	26	27
区分					
利用延人数(人)	36,893	37,696	28,804	30,422	28,691
使用料(千円)	8,404	8,697	7,709	7,424	6,627
利用件数(件)	966	884	741	685	635